

国民体力法

結核予防会

顧問 島尾 忠男



制定までの経緯

国民体力法は昭和15年に制定された法律で、「体力」には「體力」という字が用いられていたが、以下の記載では国民体力法と記載する。この法律は、当時日支事変中で、体力の優れた若者の確保が重要な中で、逆に徴兵検査での壮丁の体力がむしろ低下傾向を示し、結核患者も多く見られることから、結核を予防し、青少年の体力の向上を目指して制定された。

制定までの経緯は、昭和11年6月に当時の寺内陸軍大臣が閣議の席で国民体力向上の必要性を強調し、政府は同年11月に日本学術振興会に諮問、振興会は「国民体力に関する小委員会」を設置して、翌12年5月に国民体力管理法の制定を建議した。これと相前後して、内務大臣は日本医師会にも同様な諮問を行い、日本医師会は昭和12年11月に国民体位現状改善方策を答申した。

昭和13年1月に内務省から分離して、国民の健康を主管する官庁として厚生省が独立し、体力局がこの問題を主管することになり、昭和13年の7月から8月にかけて予備調査を行っている。商工地域の代表として東京と大阪、純農村として埼玉、農山村として秋田、漁村として愛媛、結核多発地域として石川、壮丁の体位の良い地域として静岡と福岡の各府県から各3カ村の1, 2, 4, 8, 12, 16, 19歳の男女について、身体計測、運動機能、知能、疾病異常の調査を行い、当時未だ研究段階であったツベルクリン皮内反応検査も実施した。この成績を解析し、法を制定するために同年12月に国民体力管理制度調査会が設置された。昭和14年に入り、準備調査が全国の道府県の2-3カ村、千葉では全県下で行われた。内容は幼児の身体計測とツ反応、学童のツ反応、19歳男女の身体計測とツ反応検査であった。

調査会は国民体力審議会に格上げされ、厚生大臣から国民体力管理制度について諮問し、審議会は原案に一部修正を加えて承認し、これが昭和15年3月に先ず貴族院に上程された。貴族院では「国民体力管理法」から管理を削って「国民体力法」とすることで可決され、衆議院では貴族院での修正どおり3月25日に可決され、4月8日に公布された。9月25日には同法施行令が公布、翌26日には同法規則が公布され、この日から全国で実施に移された。貴族院で管理という言葉

葉が削られた理由として、「管理は主として物を対象に用いられる言葉であり、最近人を相手にも乱用されているが…」という議論が行われていて、興味深い。

同法実施の状況

体力検査を受けるべきものの範囲は当分の間内務大臣が定めることになっており、昭和15年度には予算250万円で17-19歳の男子230万人が対象となった。昭和16年度には15-19歳の男子が対象になり290万人に検査が実施され、ツ反応陽性率は30.1%であった。

昭和17年2月には同法の改正案が議会を通過し、5月1日から改正法と施行令、施行規則が公布された。改正された主な内容は、対象が25歳の男子まで拡大され、ツ反応陽性者、疑陽性者には当時実施可能になっていたX線間接撮影による検査を行うことであった。

国民体力法による検査を受けた者には、その成績を記入した体力手帳が交付された。(写真)

写真に示したのは、筆者自身の体力手帳である。昭和16年5月、当時旧制中学5年生で、年齢17歳(当時は数え年)に達していたので、法に該当し、昭和16年5月に検査を受けた。身長、体重、胸囲、視力、聴力のほかにツ反応検査も行われ、疑陽性であった。ツ反応の次の「機能」という欄は、長さ9.2m、幅5.2mの長方形のトラックを、25kgの俵を担いで走り、30秒間に何回廻れたかという数字で示してあり、筆者の成績は4回3/4廻れたことを示している。体力手帳は中学を卒業する直前の昭和17年1月31日付で交付されている。昭和16年12月8日の太平洋戦争開始直後である。

昭和17年4月には旧制高校に進学し、入学直後の5月に検査が行われ、検査の項目に座高、歯の状況、栄養状態、エックス線間接撮影を行ったか否か、精密検査の要否が加えられている。また、添付された小さな紙のポケットには、昭和17年7月9日に撮影された35ミリ間接フィルムが添付されている。ツ反応検査では、私の場合には昭和17年に陽性となっており、前年は疑陽性であったので、旧制中学から高校に進学した1年間にツ反応が陽転したことが示されている。

なお昭和18年ころからは、ツ反応陽転者や軽い結核の発見されたものに対して、健民修練所に収容して

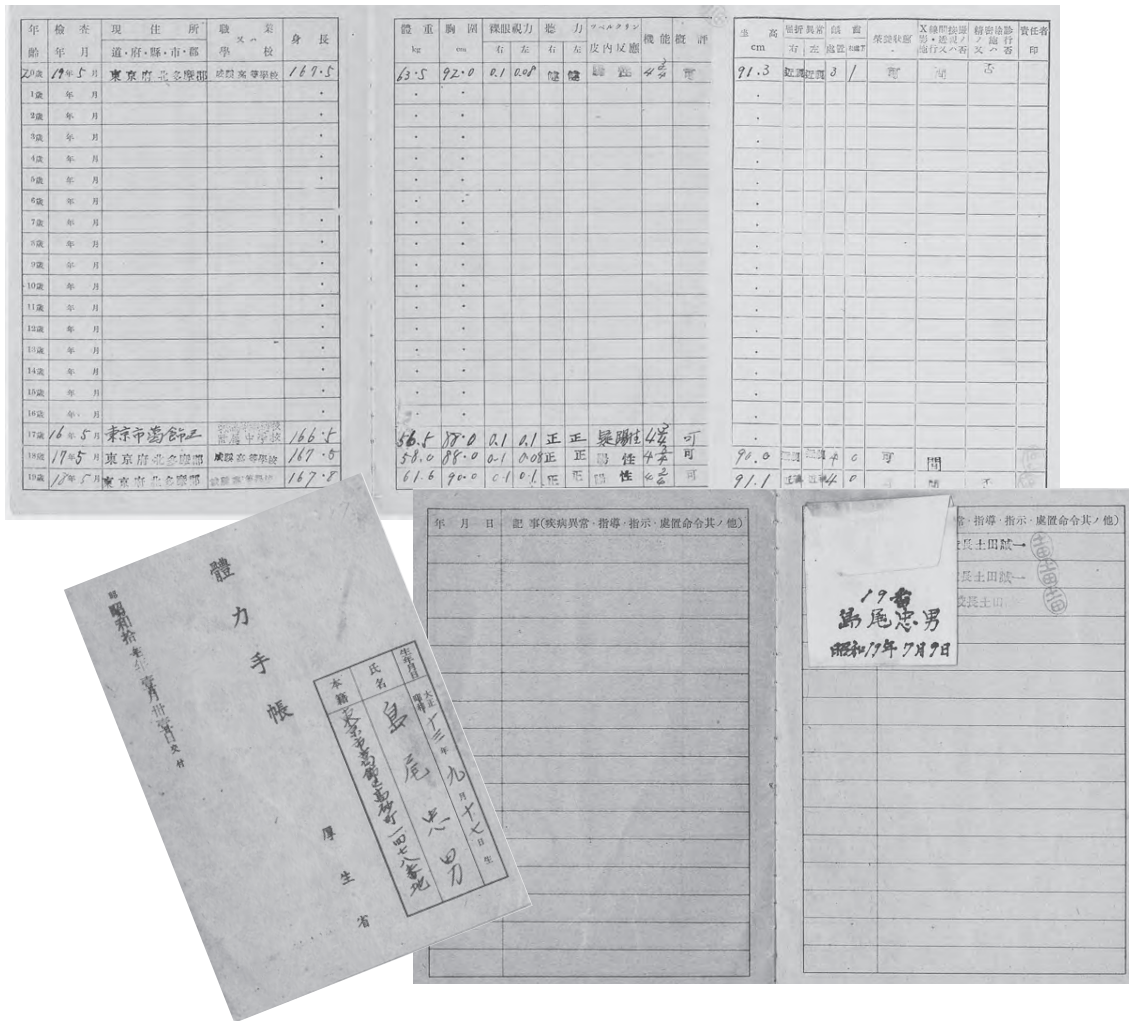


写真 体力手帳

指導を行うことも導入されたが、その内の京王線「明大前」駅近くにあった東部中央健民修練所が、終戦後に結核予防会に移管され、上北沢予防所となっている。

(注1) 戦前、終戦直後のBCG接種

国民体力法に示されているのはツ反応検査のみであるが、BCG接種は昭和17年4月1日から国民学校(現在の小学校)卒業生に、法律にはよらずに、行政指導で開始され、昭和17年に38万人、18年には54万人に接種され、昭和19年には厚生省衛生局長通牒で接種対象が拡大され、503万人にBCGが接種された。昭和21年に体力検査は廃止されたが、BCGは10-19歳の男女に接種が続けられ、昭和23年7月1日以降は予防接種法による接種の一つとして、昭和26年3月31日以降は結核予防法により実施された。

(注2) 体力章検定

上記の法律とは別に、厚生省は昭和14(1939)年

から15-25歳の男子を対象に体力章検定を実施していた。女子は遅れて昭和18(1943)年から実施された。こちらは運動能力の検定で、検定基準は次の表に示されている。

表 国民体力章検定標準

		上級	中級	初級	
男	走	100 m疾走	14 秒	15 秒	16 秒
		2000 m走	7 分 30 秒	8 分	9 分
	投	走幅跳	4m80cm	4m50cm	4m
		手榴弾投	45m	40m	35m
		運搬	運搬(50 m)	60kg -15 秒	50kg -15 秒
懸垂	懸垂屈臂	12 回	9 回	5 回	
女	走	1000 m走	4 分 30 秒	5 分	5 分 30 秒
	跳	縄跳	1 分 20 秒	1 分	40 秒
	投	短棒投	24m	20m	16m
	運搬	運搬 16kg-100m (50 m折返)	24 秒	26 秒	29 秒